

化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会の設置について（案）

平成20年1月 日
厚生科学審議会
化学物質制度改正部会

1. 設置

厚生科学審議会運営規定（平成13年1月19日、厚生科学審議会決定）第8条及び厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会運営細則（平成20年1月日、化学物質制度改正検討部会長決定）第1条に基づき、化学物質制度改正部会の下に「化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 専門委員会の構成

専門委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から、化学物質の評価、管理等に関し学識経験を有するものとして、部会長が指名するものにより構成する。

3. 専門委員会の検討事項

専門委員会は化学物質の審査及び製造等の規制の見直しに係る専門的事項について調査審議を行うものとする。なお、より詳細な検討を効率よく行うため、専門委員会委員の中から委員長が指名する者より構成されるワーキンググループを設置し、検討できるものとする。

4. その他

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、経済産業省及び環境省と共同で所管していることから、本委員会と両省の関係委員会を合同で開催するなど、連携を図りつつ議論を進めるものとする。

その他の専門委員会の運営に必要な事項については、化学物質制度改正検討部会長又は専門委員会委員長が定める。